

イブシロン配送サービス利用約款(法人利用者向け)

第1条(目的)

1. この約款(以下「本約款」という)は、法人利用者向けのイブシロン配送サービス(以下「本サービス」という)の内容、利用者と GMO イブシロン株式会社(以下「EP」という)との間のイブシロン配送サービスに関連する権利義務の内容等について定める。
2. 本約款は、運送事業者と利用者との間の権利義務の内容を定めるものではない。運送事業者と利用者との間に契約が締結される場合における当該契約の内容は当該運送事業者が定めるところにより、本約款は当該契約の内容を定めるものではない。

第2条(定義)

本約款において以下の各号の用語は、本約款において別段の定めがなされている場合を除き、各号記載のとりの意味を有するものとする。

- 1) 荷物 取引の対象となる物品
- 2) 売主 荷物を販売する者
- 3) 買主 荷物を購入する者
- 4) 代金等 代金及び送料等の付帯費用並びにこれらに対する消費税相当額の総称
- 5) 通信販売 荷物の販売を目的とした契約であって、インターネットを通じたデータ通信により申込の意思表示を受けて締結されるもの
- 6) イブシロン配送サービス 通信販売の荷物の配送を目的としたサービスであって、以下の内容を有するもの。その詳細は、本約款に定める他は、EP が別途定める規則等による。
 - ア) 当該配送に関連した売主側のデータ処理及びデータ通信
 - イ) 利用者から受託した荷物の配送に関するデータを EP から EP の指定する運送事業者へデータ通信により提供し、当該荷物の配送を当該運送事業者へ指示すること
 - ウ) 管理画面をインターネットを通じて利用者の使用に供すること
 - エ) 上記アからウまでのいずれかに関連し又は付随する事項
- 7) 利用契約 イブシロン配送サービスの利用を目的とする EP との間の契約
- 8) 利用者 EP と利用契約を締結している者
- 9) 運送事業者 国土交通省から認可を受けた船舶運航事業者・航空運送事業者・鉄道運送事業者又は貨物自動車運送事業者であって、EP と運送契約を締結している者
- 10) 運送約款 国土交通省所定の「標準貨物自動車利用運送約款(平成2年運輸省告示第579号)」
- 11) イブシロン決済サービス EP の「イブシロン決済サービス利用約款(法人利用者向け)」(付帯する規則等を含む)に基づき EP が提供する決済に関するサービスの総称

第3条(適用関係)

本サービスの内容、荷物の運送に係る EP、運送事業者の業務の詳細その他運送に係る詳細は運送約款、本約款及びこれに付帯する規則等(もしあれば、以下同じ)に定めるとおりとする。運送約款と本約款の定めが矛盾抵触する場合には、本約款の定めが優先する。

第4条(規則等)

1. EP は、本サービスに関連する事項を規則等によって定めることができるものとし、当該規則等を EP のホームページに表示し又は電子メール、郵便等によって利用者へ通知するものとする。
2. 前項に基づいて EP のホームページに表示され又は EP から利用者へ通知された前項の規則等は、本約款と一体化して利用契約の内容となるものとする。利用者は当該規則等を遵守するものとし、当該規則等に対する違反は利用契約の違反とみなすものとする。
3. 利用者は、EP のホームページを少なくとも毎月 1 回閲覧して第1項の規則等の新設及び変更の有無を確認するものとする。

第5条(本サービスの利用)

1. 本サービスの利用に必要な EP 所定の情報(利用する運送事業者を含むがこれに限られない)を利用者がインターネットを通じて EP に提供し本サービスの利用申込を EP に対して行った場合で、EP が当該提供の完了後遅滞なく当該利用申込を承諾しない旨を利用者に通知した場合を除き、EP と利用者との間に運送約款、本約款及びこれに付帯する規則等の内容で本サービスの利用に関する契約が成立する。
2. 利用者は、EP 所定の関係資料(運送事業者へ提出する書類を含む)を前項の契約の付帯資料として郵送により EP に提出しなければならない。
3. EP は、前2項により利用者から受領した情報及び関係資料を運送事業者に対して、利用者が本サービスを利用することについての承認を申請するものとし、当該運送事業者から当該申請に対する承認・不承認の通知を受け次第直ちに、その通知の内容を EP 所定の方法によって利用者に通知する。EP は、当該運送事業者が当該申請を承認しない場合の不承認の理由の開示を当該運送事業者に求める権利を有さず、かつ当該不承認の理由を利用者に開示する義務を負わない。
4. EP は、利用者が運送約款、本約款及びこれに付帯する規則等を遵守することを条件として、運送約款、本約款及びこれに付帯する規則等に基づき本サービスを提供する。利用者は、運送約款、本約款及びこれに付帯する規則等に基づき本サービスを利用することができる。
5. 利用者は、EP から第3項の通知を受けた時以降に限り、本サービスを利用することができる。但し、EP が利用者に本サービスの利用開始時期を通知した場合には、通知された当該利用開始時期以降に限り、利用することができる。
6. 利用者は、第1項の利用申込において利用を選択した運送事業者が複数である場合、荷物の重量、寸法、配送先等に応じて利用する運送事業者を当該選択した範囲において都度自由に選択することができる。利用者が本サービスの利用申込時点で選択していない運送事業者を利用することを希望する場合は、別途 EP が定める方法によって当該運送事業者の利用申込を行わなければならない。当該申込を行った場合においても、前項の定めを準用する。

第6条(運賃及び支払方法)

1. 利用者は、本サービスの利用の対価として、別紙に定める運賃及びこれに対する消費税相当額(以下、両者を合わせて「運賃等」という)を負担する。
2. 利用者がイブシロン決済サービスを利用している場合、EP は、前項に基づいて利用者が負担すべき運賃等を、イブシロン決済サービスの利用に関する契約に基づいて EP から利用者に支払うべき金額から控除することにより対当額で相殺することができるものとする。
3. 前項の相殺がなされなかった場合又は前項の相殺によって運賃等の一部が相殺されなかった場合、利用者は、相殺されなかった当月の運賃等を、EP が指定する金融機関口座振替又は郵便局自動振込によって翌月 27 日(27 日が金融機関の休業日の場合はその直後の金融機関営業日)までに EP へ支払うものとする。口座振替又は自動振込の手数料は EP の負担とする。利用者は、EP から送付された金融機関口座振替又は郵便局自動振込の申込用紙に必要事項を記入して予め EP へ提出するものとする。但し、イブシロン決済サービスの利用申込時にカード決済による支払を選択した場合は、利用者自身をカード会員とするカード決済によるものとする。
4. 前項の定めにかかわらず、EP から振込による支払を求められた場合、利用者は、EP が別途指定する銀行口座へ振り込む方法によって前項の支払を行うものとし、かかる振込手数料は利用者が負担する。
5. 利用者が第3項本文に基づき金融機関口座振替又は郵便局自動振込によって現実に支払うべき運賃等の未払累計額(第3項本文に定める支払期限が到来していない分を含む。以下本項において同じ。)が 1,000 円に達しない間は、第3項本文の定めにかかわらず、当該未払累計額の全額について支払期

限は到来しないものとし、当該利用手数料等の未払累計額が1,000円以上になった月の翌月27日(27日が金融機関の休業日の場合はその直後の金融機関営業日)を当該1,000円以上になった未払累計額の全額の支払期限とする。但し、利用契約が事由の如何を問わず終了した場合はこの限りでなく、第3項本文の定めるところによる。

6. EPは、運賃等、第2項の相殺の明細及び第3項、第4項又は第5項により利用者がEPへ支払うべき金額をインターネットを通じて利用者が随時閲覧できる状態に置くものとし、利用者は、毎月、これを閲覧して確認するものとする。但し、EPは、書面の送付によって、これらの事項を利用者に通知し又は利用手数料等を利用者に請求することができるものとする。

第7条(データ通信等)

1. 利用者は、本サービスを利用するため、EPとの間で、インターネットを用いてEP所定のデータ通信を行うことができるものとし、当該データ通信を行う場合は、必要なコンピュータシステムを利用者の責任と負担において確保し、運用するものとする。利用者は、当該コンピュータシステムの設定及びデータ通信の詳細について、EPの指示に従うものとする。
2. EPは、利用者に対してコンピュータプログラム等のコンピュータソフトウェア及びコンピュータハードウェアを提供する義務を負わないものとする。

第8条(法令の遵守等)

1. 利用者は、関係法令、利用者が属する業界に関するガイドライン及び本加盟店契約を遵守するものとする。
2. 前項の関係法令には、割賦販売法、特定商取引法、個人情報保護法、景品表示法、特定電子メール送信適正化法及び消費者契約法が含まれるが、これらに限られないものとする。
3. 広告に表示すべき事項

利用者は、通信販売の対象となる荷物の広告をする場合は、以下の各号の事項を理解しやすくかつ判読しやすい態様によって表示する。

- 1) 通信販売に係る契約の当事者又は荷物の売主は、利用者自身であること
 - 2) 利用者の登記上の商号及び本店所在地
 - 3) 利用者の連絡先の電話番号及び電子メールアドレス
 - 4) 利用者の代表者の氏名及び通信販売に関する責任者の氏名
 - 5) 通信販売に関する問い合わせ等の受付窓口の連絡先住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス、対応時間帯等
 - 6) 荷物の代金額、並びに消費税相当分の負担を要するか否か及び要する場合には表示されている代金額に消費税相当分を含むか否か
 - 7) 荷物の送料等の諸費用の金額、その負担者、及び荷物の代金として表示されている額に当該諸費用が含まれているか否か
 - 8) 荷物の代金及び送料等の諸費用並びに消費税相当額の支払方法及び支払時期
 - 9) 荷物の引渡、提供又は移転の方法及び時期
 - 10) 荷物の返品又は通信販売に係る契約の中途解約の可否及びこれを可とする場合の方法等
 - 11) 通信販売に係る契約が成立に至る仕組み及び手順(申込の有効期限があるときは、その期限)、並びに当該契約の成立時期
 - 12) 荷物に不具合がある場合の売主の責任についての特約をする場合には、その内容
 - 13) 利用者が相手方の請求に基づかないでかつその承諾を得ないで電子メールにより広告をする場合は、その旨
 - 14) 利用者が電子メールによって広告をする場合には、相手方が広告のための電子メールの送信を受けることを希望しない旨の意思を利用者に表示するための連絡方法
 - 15) 暗号化措置を講じても通信販売に関連して送受信する情報を完全には秘匿できないこと
4. 虚偽広告等の禁止
利用者は、通信販売の対象とする荷物の広告をする場合は、以下の各号の事項について、事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも優良であり若しくは有利であると買主を誤信させるおそれのある表示をしてはならない。
 - 1) 荷物の種類、性能、品質、効能、効果又は内容
 - 2) 荷物の返品又は通信販売に係る契約の中途解約の可否及びこれを可とする場合の方法等
 - 3) 荷物、利用者又は利用者が営む事業についての国、地方公共団体、通信販売協会その他著名な法人その他の団体又は著名な個人の関与
 - 4) 荷物の原産地若しくは製造地又は製造者名
 - 5) 第3項各号に定める事項
 5. 荷物の制限
運送約款の定め反する荷物については本サービスの適用対象外とする。利用者は、通信販売又は本サービスによって公序良俗に違反し又は犯罪に当たる行為を行ってはならない。
 6. 許認可等を要する場合
利用者が通信販売をすること、特定の荷物を販売すること又は特定の荷物を通信販売の対象とすることに関連して法令上の許認可等を要する場合には、利用者は、自己の責任と費用によって当該許認可等を取得し、本サービスを利用する期間中、それを維持するものとし、当該許認可等を取得したことを証する資料をEPに提出するものとする。

第8条の2(反社会的勢力に関する表明・保証)

1. 利用者及びEPは、相手方に対し、利用契約締結時及び利用契約締結後において、自己が暴力団、暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、及び自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないことを表明し、保証する。
2. 利用者又はEPは、相手方が前項の表明・保証に違反したとき若しくは自己又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行った場合には、何らかの通知・催告その他の手続きを要せずに、直ちに本契約を解除することができる。
 - 1) 反社会的勢力に対して、出資、貸付、資金若しくは役務の提供を行う行為、又は、その他の取引関係を成立若しくは継続させる行為
 - 2) 暴力行為、脅迫行為、威力行為、詐術行為又はその他これに類する行為を用いて不当な要求の実現を図る行為
 - 3) 正当な理由もなく、相手方の役職員に面会を強要する行為
 - 4) 乱暴な言動により、相手方の役職員の身の安全に不安を抱かせる行為
 - 5) 正当な権利行使を装い、社会常識を逸脱した手段により機関紙、図書等の購入要求、又は事実のない行為に対する不当な請求行為
 - 6) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて、相手方の名誉若しくは信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - 7) その他法的な責任を超えた不当な要求行為であつて、前各号に準ずる行為

第9条(調査、改善要求)

1. EPは、利用者による利用契約の履行状況又は関係法令の遵守状況を調査するため、利用者に対して、いつでも、書面若しくはその他の方法による報告を求め又は資料の提出を求めることができるものとし、利用者は自己の費用負担によってこれに遅滞なく応じるものとする。
2. EPは、利用者が利用契約又は関係法令に違反し又は違反しているおそれがあると認められた場合には、利用者に対して、当該違反している状態又は違反のおそれのある状態を解消し又は改善するよう求めることができるものとし、利用者は自己の費用負担によってこれに遅滞なく応じるものとする。

第10条(本サービス提供の停止)

EPは、以下の各号のいずれか一つに該当する事由が生じた又は生じるおそれがあるとEPが判断した場合、当該事由が解消するまで、事前に利用者

に通知した上で、本サービスの一部又は全部の提供を停止することができる。但し、緊急やむを得ない場合には、事後に通知することで足りるものとする。なお、運送事業者からの要請又は通知に対する根拠や要件該当性について EP は関与するものではなく、利用者は運送事業者の判断に従う。

- 1) EP が本サービスの提供に関連して使用しているコンピュータシステム(第11条第2項の EP の委託先が使用しているコンピュータシステムを含む。)の保守作業(定期的か又は緊急に行うときかを問わない)
 - 2) 輻輳、途絶その他通信回線の異常、伝染病、感染症等の疾病の蔓延、地震等の天災、テロ行為、労働争議その他 EP の責めに帰さない事由により本サービスの提供が困難になったとき
 - 3) 利用者による利用契約、利用者と運送事業者との間の契約又は法令の違反
 - 4) 利用者による利用契約の解除原因に該当する事実
 - 5) 運送事業者からの要請
 - 6) 利用者によるイブシロン決済サービスの利用に関する契約の違反
 - 7) 法令又は行政機関からの命令、勧告等に基づいて停止する場合
2. 第1項その他利用契約に基づく本サービスの提供の停止によって利用者が被った損失、損害等について、EP は一切責任を負わない。

第11条(委託等)

1. 利用者は、事前に EP から書面による同意を得た場合を除き、利用契約上の自己の業務の全部又は一部を委託、請負その他名目の如何を問わず第三者に行わせてはならない。
2. EP は、以下の各号に定めるもののほか、利用契約上の自己の業務の全部又は一部を第三者に行わせることができるものとする。
 - 1) PG に委託する場合
 - 2) 運送事業者に配送業務を委託する場合
3. 利用者又は EP が利用契約上の自己の業務の全部又は一部を委託等によって第三者に行わせている場合には、当該第三者の当該業務に関連する行為は、利用契約の適用上、当該委託等を行った利用者又は EP の行為とみなすものとする。
4. 利用者及び EP は、各自、利用契約に基づく自己の業務の全部又は一部を第三者に委託する場合には、当該委託先の行為に起因して利用契約に違反することにないように、当該委託先に対する適切な指導、監督を行うものとする。

第12条(情報の取り扱い)

1. 利用者及び EP は、各自、以下の各号のいずれか一つに該当する場合を除き、利用契約に関連して取得し又は作成した相手方、運送事業者、買主又は通信販売に関する情報(個人情報保護法上の個人情報に該当する情報が含まれるが、それに限られない。以下「本情報」という)を秘密として保持し、第三者に開示し又は漏洩してはならない。
 - 1) 買主への開示、本サービスの利用に係る業務の遂行に必要な不可欠な場合又は利用契約に基づく場合
 - 2) EP と運送事業者との間の本サービスに関連する契約に基づく場合
 - 3) 事前に相手方の書面による同意を得た場合
 - 4) 法令若しくは証券取引所規程に基づく場合又は自己を当事者とする本サービスに関連した紛争の解決に必要な場合
 - 5) 第11条の下で許容される第三者への委託等に関連して当該第三者へ開示する場合
 - 6) EP の関連会社が取扱うサービス等を利用者に紹介する目的で、利用者の情報を当該関連会社へ開示する場合
2. 利用者及び EP は、各自、本サービスの利用に係る通信販売の遂行又は利用契約の履行(本サービスを含む PG 及びその子会社の商品の安定運用、改善及び商品開発並びに第11条の下で許容される第三者への委託等の履行を含む。)以外の目的に本情報を使用し又は利用してはならない。但し、EP は、本サービス以外の EP の商品又は EP の関連会社若しくは提携先の商品を利用者に紹介する目的及びイブシロン決済サービス以外の EP の商品を利用者に提供する目的並びに EP のホームページに掲げる個人情報の取扱いに関する方針等において定められている目的(将来変更された場合はその変更後のもの)のいずれかのために利用者に関する本情報を使用し又は利用することができるものとし、また前項第2号、第3号、第4号及び第6号の除外事由は本項による使用又は利用の制限に関して準用する。
3. EP は、本情報を、その取得又は作成の日から、EP と運送事業者との間の本サービスに関する契約がそれぞれ保存を要求する期間中保存し、当該運送事業者から要請を受けた場合には速やかに運送事業者に提出する。EP は、当該保存期間がいずれも経過した場合、当該保存していた本情報を利用者に何らの通知をすることなく消去する。
4. EP は、本情報の漏洩、滅失又は毀損その他本情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。EP は、利用契約の履行に関連したデータ通信を行う場合には、対象となる情報に暗号化等の合理的な保全措置を施すものとし、運送事業者から当該保全措置に関して改善の要請を受けた場合は所要の改善を講じるものとする。EP は、当該保全措置が破られ又は破られる恐れが生じた場合には、速やかに、運送事業者に対して、その旨通知すると共に、情報の保全が回復され、運送事業者が当該データ通信の再開を承認するまで、本サービスの提供を停止する。
5. 利用者及び EP は、各自、自己の従業員又は役員(以下、総称して「従業員等」という)に本情報を取り扱わせる場合には、必要最低限の従業員等へのみ取り扱わせること、就業規則、機密保持契約等において適切な定めをすること等により、本情報の安全管理が図られるよう、従業員等に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
6. 利用者及び EP は、各自、利用契約上の自己の業務の全部又は一部を委託、請負その他名目の如何を問わず第三者に行わせる場合には、当該第三者に第1項から第5項までに基づく自己の義務と同等の義務を課すと共に、当該委託等に係る本情報の安全管理が図られるよう、当該第三者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
7. 以下の各号のいずれか一つに該当した本情報については、当該該当の時に降、前六項は適用しない。但し、当該本情報が個人情報に該当する場合はこの限りでなく、なお前六項が適用されるものとする。
 - (1) 取得時に既に公知であった場合又は取得後に自己の責めに帰すべき事由に基づかず公知となった場合
 - (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当な手段で取得した情報と同一内容の場合
 - (3) 本情報に依拠せずに自ら独自に開発、創作等した情報と同一内容の場合
8. EP は、運送事業者から要請を受けた場合には、利用者に関する情報又は利用者が行った本サービスの利用に係る販売に関する情報を当該運送事業者に提供することができる。
9. EP は本サービスを含む PG 及びその子会社の商品の安定運用、改善及び商品開発を目的として、属性等を識別しない通信データ、ログデータ等を数量化・総量化された利用状況等を把握するための根拠資料等として再利用する機会があるものとし、利用者はこれを予め承諾する。
10. EP が利用者又は利用者の従業員等から利用者の従業員等の個人情報(個人情報保護法上の個人情報をいう。以下同じ。)を取得した場合、EP と当該個人情報に係る従業員等との間では、EP における当該個人情報の取扱いに関して、本条を含む利用契約は適用されず、EP が別途定めて EP のホームページに掲げる個人情報の取扱いに関する方針等(将来変更された場合はその変更後のもの)によるものとする。

第13条(権利義務の譲渡等)

1. 利用者は、事前に EP の書面による同意を得た場合を除き、利用契約に基づく自己の権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、承継させ、貸与し又は自己若しくは第三者のための担保に供してはならない。
2. 前項の定めにかかわらず、利用者が利用契約に基づく利用者の EP に対する債権を EP 以外の第三者に譲渡した場合、利用者及び EP は以下の各号の対応を行うものとする。当該債権譲渡又は EP による支払いによって利用者に生じた損失、損害等について EP は一切の責任を負わない。
 - (1) 利用者は、当該債権譲渡の事実を速やかに EP に通知するものとする。
 - (2) EP は、当該債権の譲受人が請求した場合には当該譲受人に対して支払うことで、利用者に対する債務も消滅するものとし、利用者はこれに異議を述べ

べない。

- (3)EP は、EP の裁量で当該債権を供託することができ、利用者はこれに異議を述べず、また当該債権の譲受人をして異議を述べさせないものとする。
3. EP が前項に定める当該債権の譲受人に支払った後に、運送事業者から当該債権の解除、買戻又は返還請求を受けることにより生じる原状回復義務等の債務に対して、利用者はなお当該第三者と連帯して責任を負うものとする。
 4. 前項に基づき、EP が利用者の債権の譲受人に対して履行の請求をしたときは、利用者に対してもその効力が生じるものとする。
 5. 前項の定めは、利用者の委託者に対する履行の請求についても準用する。

第14条(競業の禁止)

利用者は、利用契約の有効期間中、本サービスと同一又は類似の事業を自ら行い又は子会社(会社法第2条第3号によって定義される子会社をいう。)に行わせてはならない。

第15条(損害賠償)

1. 利用者及びEP は、各自、利用契約に別段の定めがある場合を除き、相手方の責めに帰すべき事由に基づく利用契約の違反によって損害を受けた場合、当該相手方に対し、当該損害のうち現実かつ直接に被った通常の損害(逸失収相当分は含まれない)についてのみ、賠償する責任を負うものとする。
2. 本サービス又は利用契約に関連するEP の利用者に対する損害賠償責任は、契約上の債務不履行、不法行為その他法律構成又は名目の如何にかかわらず、当該責任の原因事実の発生した日の属する月の直前3か月間に利用契約に基づいて EP が当該利用者から受領した利用手数料の合計額を上限とする。

第16条(有効期間)

1. 利用契約の有効期間は、第5条第1項により定まる利用契約の成立日から、その日の属する月の翌々月末日までとする。
2. 利用契約は、その有効期間の末日の属する月の前月末日までに、EP 又は利用者のいずれか一方から他方へ有効期間満了後は利用契約を継続しない旨の通知が到達しない限り、当該有効期間の末日の翌日から3か月間を新たな有効期間として自動的に更新され、以後も同様とする。
3. 利用者は、第1項及び第2項の定めにかかわらず、EP が別途定める様式の書面によってEP に申し出ることによって、解約金その他法律構成又は名目の如何にかかわらず何らの賠償、補償等も伴うことなく、利用契約を中途解約することができる。これによる利用契約の終了日は、当該書面がEP に到達した日の属する月の翌月末日とする。
4. 第1項及び第2項の定めにかかわらず、利用者が現に利用している本サービスの対象となっている運送事業者とEP との間の本サービスに関連する契約が事由の如何を問わず終了した場合には、利用契約のうち当該運送事業者に関連する部分は、何らの通知を要することなく当然に終了する。EP は、かかる終了に関して、法律構成又は名目の如何にかかわらず何らの賠償、補償等も行ふ義務を負わない。
5. EP と利用者との間でイブシロン決済サービスの利用に関する契約が締結されていた場合かつ当該契約が終了した場合は、当該契約終了日をもって利用契約も終了する。
6. 利用契約が事由の如何を問わず終了した場合においても、当該終了の日までに本サービスの対象となっていた荷物の配送(個別にEP が本サービスの対象とする旨認められた荷物の配送を含む)に関しては、利用契約はなお有効に適用されるものとする。
7. 利用契約が事由の如何を問わず終了した後においても、第6条、第7条第2項、第11条、第12条、第13条、本条第3項から本項まで、第17条第4項、第18条、第19条、第20条第2項(当該終了の日から1年間が経過した後になされた連絡等を除く。)、第22条並びに第23条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けない。

第17条(解除等)

1. 利用者及びEP は、相手方が利用契約の全部又は一部に違反した場合において、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該期間内に当該違反状態が解消されない場合には、利用契約の全部又は一部を将来に向かって解除することができる。但し、当該違反状態の解消が困難であることが明らか場合には、何らの通知及び催告を要せず直ちに解除することができる。
2. EP は、利用者に以下の各号のいずれか一つに該当する事由が認められる場合には、何らの通知及び催告を要せず直ちに、かつ、何らの賠償又は補償も要することなく、利用契約を将来に向かって解除することができる。
 - 1) 運送事業者が、買主から、代金等の支払又はその精算を拒絶され又は拒絶されるおそれがある場合
 - 2) 利用者との運送事業者との間の契約が事由の如何を問わず終了した場合
 - 3) 本サービスの提供先として利用者は不相当である旨の通知を運送事業者から受けた場合
 - 4) 第1号から第3号までの他、理由の如何を問わず、運送事業者から利用契約の解除を要請された場合
 - 5) 破産、民事再生、会社更生、特別清算、特定調停等の法的債務整理手続の開始を求める申立、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に定められている裁判外紛争解決手続若しくは認証紛争解決手続による債務整理を求める申立又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく裁判外紛争解決手続の開始を求める申立を自ら行い又は他から申立てられた場合
 - 6) 差押え、仮差押え等の強制執行の申立、抵当権等の担保権の実行の申立又は滞納処分等の公租公課に関する強制処分を受けた場合
 - 7) 振り出した手形若しくは小切手が一度でも不渡りとなった場合、電子記録債権に係る債務の弁済を一度でも遅滞したとき、支払不能に陥り若しくは支払停止を宣言した場合、又は銀行取引停止処分若しくは電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
 - 8) 事業の全部又は重要な一部を停止し若しくは廃止した場合、又は事前に相手方の書面による同意を得ることなく解散決議等によって清算手続に入った場合
 - 9) 事業の全部又は重要な一部について、事前に相手方の書面による同意を得ることなく、事業譲渡又は会社分割を決議した場合
 - 10) EP への連絡、通知等を求める旨の連絡、通知等を利用者に向けて行ったにもかかわらず、これに対する利用者からの連絡、通知等が第20条第2項によるみなし到達日の14日後の日までにEP に到達しない場合
 - 12) 本サービスの提供停止後、相当期間内に提供停止の事由が解消されないとEP が判断した場合
 - 13) イブシロン決済サービスの利用に関する契約を違反し又は違反するおそれがある場合
 - 14) 利用者の著しい信用状態の悪化や信頼関係の破壊その他の本サービスの円滑かつ適正な利用が期待できないと認められる場合
 - 15) EP 若しくは運送事業者又はその事業に関する名声、信用又はイメージを害するおそれのある行為を行った場合
 - 16) 第8条の2各項に該当した場合
3. 利用者は、EP に以下の各号のいずれか一つに該当する事由が認められる場合、何らの催告を要せず直ちに利用契約を将来に向かって解除することができる。
 - 1) 前項第5号から第7号まで及び同第16号のいずれかに該当する事由
 - 2) EP の著しい信用状態の悪化が認められる場合又は本サービスの円滑かつ適正な提供が期待できないと認められる場合
 - 3) 利用者又はその事業に関する名声、信用又はイメージを害するおそれのある行為を行った場合
4. 第1項から第3項までのいずれかによる解除は、解除の相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第18条(利用者による問い合わせ等への対処及び補償)

1. 利用者は、以下の各号の問い合わせ、苦情又は裁判外若しくは裁判上での何らかの請求若しくは紛議(以下「問い合わせ等」と総称する)については、直ちにEP に通知すると共に、自己の責任と費用負担において速やかにこれらに対処して解決するものとし、これらの問い合わせ等によってEP 又は運送事業者が何らかの損害を受けた場合には、利用者がその損害の一切を補償するものとする。

- (1) 利用者の荷物の数量若しくは品目の相違、品質、性状若しくは機能上の問題、引渡若しくは提供の遅延、代金の額若しくはその支払又は広告に関する問い合わせ等(苦情の申出、及び交換、返還又は当該荷物の販売若しくは提供に係る契約の中途解約の請求を含み、これらに限られない)
 - (2) 利用者の荷物の販売若しくは提供に係る契約の申込又は承諾の意思表示の到達の有無その他当該契約の成否に関する問い合わせ等、なりすましその他当該契約の効果帰属に関する問い合わせ等、消費者契約法違反、錯誤等による当該契約の有効性に関する問い合わせ等又はクーリングオフ、詐欺等による当該契約の解消に関する問い合わせ等
 - (3) 利用者の荷物の保守に関する問い合わせ等
 - (4) 利用者の情報漏洩に関する問い合わせ等
2. 前項各号の場合の他、利用契約、本サービスの利用に関連して運送事業者又は第三者から EP に対し裁判上又は裁判外の請求がなされ又はなされるおそれがある場合、利用者は、EP に一切の責任や負担を負わず、自己の責任と費用負担において当該請求に速やかに対処して解決するものとし、当該請求によって EP に何らかの損失、損害等が生じ又は生じるおそれがある場合(判決や命令による場合に限らず、EP の自由裁量に基づき賠償又は補償を選択した場合を含む)には、利用者はこれを全て賠償又は補償し、EP にいかなる損失、損害等及び負担を負わせないものとする。

第19条(EP の免責)

1. EP は、第10条に基づく本サービスの提供の停止、第16条第4項に基づく利用契約の終了又は第17条第1項若しくは同第2項に基づく EP からの解除に起因する本サービスの不提供に関して、利用者に対し、何らの責任も負担しない。
2. EP は、次の各号に掲げる事由により発生した荷物の滅失、毀損又は遅延等の損害について責任を負わない。
 - 1) 荷物の欠陥、自然の消耗
 - 2) 荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
 - 3) 同盟罷業若しくは同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗
 - 4) 不可抗力による火災
 - 5) 予見できない異常な交通障害、業務上の支障
 - 6) 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
 - 7) 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押又は第三者への引渡し
 - 8) 利用者が記載すべき外装表示の事項の記載過誤その他利用者が若しくは荷受人の故意又は過失
3. EP は、輻輳、途絶等の通信回線の異常、地震等の天災、感染症等の疾病の蔓延、テロ行為、労働争議その他 EP の責めに帰すことのできない事由に基づく本サービスの不提供その他利用契約の不履行に関しては一切責任を負わない。

第20条(登録内容等の変更と通知方法)

1. 第5条第1項の申込を行った後に、同項の申込書の記載内容並びに同項及び同条第2項により EP に提供した情報の内容(利用希望者又は利用者の名称、本店所在地、連絡先の住所、電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス、利用者のウェブサイトの URL 等)が変更された場合、利用希望者又は利用者は、直ちに、関係資料を添えて、書面によって当該変更を EP へ通知する。EP は、利用者からの当該通知を受領した後直ちに、関係する運送事業者へ当該変更を通知する。
2. EP から利用者への連絡、通知、請求等は、本約款に別段の定めがある場合を除き、利用者が EP に第5条第1項の申込において告知した連絡先(前項に基づいて変更の通知を受けた場合には当該変更後の連絡先。以下本項において同じ。)へ宛てて、書面の送付、ファクシミリ送信又は電子メールの送信によって行う。EP から利用者への連絡等が当該連絡先へ宛てて発信された場合、当該連絡等は当該連絡先へ通常到達すべき日に到達したとみなされる。
3. 利用者が EP に対し、第1項に定める変更の通知等を行わなかったことにより、本サービスや運賃等の受領不能又は通知等の不達その他、利用者には何らかの不利益が生じた場合であっても、EP は一切その責任を負わない。

第21条(本約款等の変更)

1. 本約款及び第4条第1項の規則等は、利用者と EP 双方の代表者の記名押印のある書面による合意によってのみ有効に変更される。
2. 前項の定めにかかわらず、EP は、事前に利用者へ通知又は EP のホームページに表示することによって、利用者の同意を得ることなく、既に利用者へ適用されている本約款及び第4条第1項の規則等を変更することができるものとする。EP は、かかる変更によって利用者へ生じる損失、損害等に関し、一切責任を負わないものとする。
3. 利用者は、前項に基づく変更による不服のある場合には、第16条第3項に定めるところに従って利用契約を解約することができる。EP は、かかる解約によって利用者へ生じる損失、損害等に関し、一切責任を負わない。
4. 本サービスの運賃に関して利用者と EP との間で既に書面によって別段の合意がなされている場合には、当該合意の内容が第2項に基づく変更後の内容に優先する。なお、当該別段の合意後、第2項に基づく変更により、当該別段の合意内容と第2項に基づく変更後の本約款及び第4条第1項の規則等で形式面等何らかの齟齬が生じる場合には、当該別段の合意に基づく本サービスの運賃等の具体的条件に変更を与えない範囲で、第2項に基づく変更後の内容にて読み替えまたは準用するものとする。

第22条(協議事項)

本約款に定めのない事項又は本約款の条項の解釈の疑義については、第4条第1項の規則等による他、利用者と EP は信義に従い誠意をもって協議することにより解決を図るよう努めるものとする。

第23条(準拠法、管轄の合意)

1. 利用契約の成立及び効力の準拠法は、日本国法とする。
2. 利用契約に関連する利用者と EP との間での一切の紛争については、法定の事物管轄に従って東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。但し、法定の専属管轄に服すべき別段の定めがある場合はこの限りでない。

《運送事業者が日本郵便株式会社である場合の特則》

第24条(適用範囲)

本特則の規定は、運送事業者が日本郵便株式会社である場合の本サービスに対して適用する。本特則と本約款又は運送約款の定めが矛盾抵触する場合には、本特則、本約款、運送約款の順番で定められた効力が優先するものとする。

第25条(引受拒絶)

EP は、運送約款に定めるほか、別紙に記載する事項のいずれか一つに該当する荷物は本サービスの適用対象外とすることができる。

第26条(運賃の改定)

利用者は、EP 所定の期間中に利用者が配送する荷物の個数に応じて、運賃等が改定となる場合があることを予め承し、運賃等改定に応じるものとする。

第27条(損害賠償に関する特則)

本約款の規定にかかわらず、EPの故意又は重大な過失による場合を除き、運送業務の遂行中に、EPの責に帰すべき事由により生じた荷物の滅失、毀損、遅延等の事故によるEPの責任は、一送り状につきその責任限度額を30万円とし、荷物の発送地価格とする。

第28条(存続事項)

利用契約が事由の如何を問わず終了した後においても、第27条及び本条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けない。

以上

別紙
 ・運賃(第6条関係)
 ※全て日本円(税抜き)
 ※サイズは荷物の縦・横・高さ3辺の和(単位はセンチメートル)

< 運送事業者が日本郵便株式会社の場合 >

▼ゆうパックを利用する場合

地域	サイズ	県内	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	関西	中国	四国	九州	沖縄
北海道	60	720	720	940	1,100	1,100	1,190	1,190	1,280	1,280	1,280	1,280	1,290
	80	880	880	1,100	1,270	1,270	1,360	1,360	1,440	1,440	1,440	1,440	1,450
	100	1,080	1,080	1,290	1,450	1,450	1,550	1,550	1,630	1,630	1,630	1,630	1,690
	120	1,270	1,270	1,510	1,680	1,680	1,770	1,770	1,850	1,850	1,850	1,850	1,890
	140	1,490	1,490	1,720	1,880	1,880	2,070	2,070	2,150	2,150	2,150	2,150	2,180
	160	1,690	1,690	1,890	2,070	2,070	2,350	2,350	2,430	2,430	2,430	2,430	2,480
	170	2,000	2,000	2,250	2,410	2,410	2,660	2,660	2,740	2,740	2,740	2,740	2,740
東北	60	720	940	760	760	760	840	840	940	1,100	1,100	1,280	1,290
	80	880	1,100	940	940	940	1,020	1,020	1,100	1,270	1,270	1,440	1,450
	100	1,080	1,290	1,120	1,120	1,120	1,200	1,200	1,290	1,450	1,450	1,630	1,690
	120	1,270	1,510	1,350	1,350	1,350	1,430	1,430	1,510	1,680	1,680	1,850	1,890
	140	1,490	1,720	1,530	1,530	1,530	1,640	1,640	1,720	1,880	1,880	2,150	2,180
	160	1,690	1,890	1,720	1,720	1,720	1,830	1,830	1,890	2,070	2,070	2,430	2,480
	170	2,000	2,250	2,060	2,060	2,060	2,160	2,160	2,250	2,410	2,410	2,740	2,740
関東	60	720	1,100	760	760	760	760	760	840	940	940	1,100	1,140
	80	880	1,270	940	940	940	940	940	1,020	1,100	1,100	1,270	1,350
	100	1,080	1,450	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,200	1,290	1,290	1,450	1,590
	120	1,270	1,680	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,430	1,510	1,510	1,680	1,820
	140	1,490	1,880	1,530	1,530	1,530	1,530	1,530	1,640	1,720	1,720	1,880	2,060
	160	1,690	2,070	1,720	1,720	1,720	1,720	1,720	1,830	1,890	1,890	2,070	2,350
	170	2,000	2,410	2,060	2,060	2,060	2,060	2,060	2,160	2,250	2,250	2,410	2,660
信越	60	720	1,100	760	760	760	760	760	840	940	940	1,100	1,220
	80	880	1,270	940	940	940	940	940	1,020	1,100	1,100	1,270	1,430
	100	1,080	1,450	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,200	1,290	1,290	1,450	1,690
	120	1,270	1,680	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,430	1,510	1,510	1,680	1,890
	140	1,490	1,880	1,530	1,530	1,530	1,530	1,530	1,640	1,720	1,720	1,880	2,180
	160	1,690	2,070	1,720	1,720	1,720	1,720	1,720	1,830	1,890	1,890	2,070	2,480
	170	2,000	2,410	2,060	2,060	2,060	2,060	2,060	2,160	2,250	2,250	2,410	2,740
北陸	60	720	1,190	840	760	760	760	760	760	840	840	940	1,220
	80	880	1,360	1,020	940	940	940	940	940	1,020	1,020	1,100	1,430
	100	1,080	1,550	1,200	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,200	1,200	1,290	1,690
	120	1,270	1,770	1,430	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,430	1,430	1,510	1,890
	140	1,490	2,070	1,640	1,530	1,530	1,530	1,530	1,530	1,640	1,640	1,720	2,180
	160	1,690	2,350	1,830	1,720	1,720	1,720	1,720	1,720	1,830	1,830	1,890	2,480
	170	2,000	2,660	2,160	2,060	2,060	2,060	2,060	2,060	2,160	2,160	2,250	2,740
東海	60	720	1,190	840	760	760	760	760	760	840	840	940	1,140
	80	880	1,360	1,020	940	940	940	940	940	1,020	1,020	1,100	1,350
	100	1,080	1,550	1,200	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,200	1,200	1,290	1,590
	120	1,270	1,770	1,430	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,430	1,430	1,510	1,820
	140	1,490	2,070	1,640	1,530	1,530	1,530	1,530	1,530	1,640	1,640	1,720	2,060
	160	1,690	2,350	1,830	1,720	1,720	1,720	1,720	1,720	1,830	1,830	1,890	2,350
	170	2,000	2,660	2,160	2,060	2,060	2,060	2,060	2,060	2,160	2,160	2,250	2,660
関西	60	720	1,280	940	840	840	760	760	760	760	760	840	1,140
	80	880	1,440	1,100	1,020	1,020	940	940	940	940	940	1,020	1,350
	100	1,080	1,630	1,290	1,200	1,200	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,200	1,590
	120	1,270	1,850	1,510	1,430	1,430	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,430	1,820
	140	1,490	2,150	1,720	1,640	1,640	1,530	1,530	1,530	1,530	1,530	1,640	2,060
	160	1,690	2,430	1,890	1,830	1,830	1,720	1,720	1,720	1,720	1,720	1,830	2,350
	170	2,000	2,740	2,250	2,160	2,160	2,060	2,060	2,060	2,060	2,060	2,160	2,660
中国	60	720	1,280	1,100	940	940	840	840	760	760	760	760	1,040
	80	880	1,440	1,270	1,100	1,100	1,020	1,020	940	940	940	940	1,250
	100	1,080	1,630	1,450	1,290	1,290	1,200	1,200	1,120	1,120	1,120	1,120	1,490
	120	1,270	1,850	1,680	1,510	1,510	1,430	1,430	1,350	1,350	1,350	1,350	1,720
	140	1,490	2,150	1,880	1,720	1,720	1,640	1,640	1,530	1,530	1,530	1,530	1,940
	160	1,690	2,430	2,070	1,890	1,890	1,830	1,830	1,720	1,720	1,720	1,720	2,150
	170	2,000	2,740	2,410	2,250	2,250	2,160	2,160	2,060	2,060	2,060	2,060	2,460
四国	60	720	1,280	1,100	940	940	840	840	760	760	760	840	1,140
	80	880	1,440	1,270	1,100	1,100	1,020	1,020	940	940	940	1,020	1,350

	100	1,080	1,630	1,450	1,290	1,290	1,200	1,200	1,120	1,120	1,120	1,200	1,590
	120	1,270	1,850	1,680	1,510	1,510	1,430	1,430	1,350	1,350	1,350	1,430	1,820
	140	1,490	2,150	1,880	1,720	1,720	1,640	1,640	1,530	1,530	1,530	1,640	2,060
	160	1,690	2,430	2,070	1,890	1,890	1,830	1,830	1,720	1,720	1,720	1,830	2,350
	170	2,000	2,740	2,410	2,250	2,250	2,160	2,160	2,060	2,060	2,060	2,160	2,660
九州	60	720	1,280	1,280	1,100	1,100	940	940	840	760	840	760	880
	80	880	1,440	1,440	1,270	1,270	1,100	1,100	1,020	940	1,020	940	1,090
	100	1,080	1,630	1,630	1,450	1,450	1,290	1,290	1,200	1,120	1,200	1,120	1,300
	120	1,270	1,850	1,850	1,680	1,680	1,510	1,510	1,430	1,350	1,430	1,350	1,530
	140	1,490	2,150	2,150	1,880	1,880	1,720	1,720	1,640	1,530	1,640	1,530	1,760
	160	1,690	2,430	2,430	2,070	2,070	1,890	1,890	1,830	1,720	1,830	1,720	1,990
	170	2,000	2,740	2,740	2,410	2,410	2,250	2,250	2,160	2,060	2,160	2,060	2,300
沖縄	60	720	1,290	1,290	1,140	1,220	1,220	1,140	1,140	1,040	1,140	880	720
	80	880	1,450	1,450	1,350	1,430	1,430	1,350	1,350	1,250	1,350	1,090	880
	100	1,080	1,690	1,690	1,590	1,690	1,690	1,590	1,590	1,490	1,590	1,300	1,080
	120	1,270	1,890	1,890	1,820	1,890	1,890	1,820	1,820	1,720	1,820	1,530	1,270
	140	1,490	2,180	2,180	2,060	2,180	2,180	2,060	2,060	1,940	2,060	1,760	1,490
	160	1,690	2,480	2,480	2,350	2,480	2,480	2,350	2,350	2,150	2,350	1,990	1,690
	170	2,000	2,740	2,740	2,660	2,740	2,740	2,660	2,660	2,460	2,660	2,300	2,000

▼ゆうパケットを利用する場合

※サイズは3辺合計60cm以内、長辺34cm以内

厚さ	料金(円)
1cm以下	230
1cm~2cm	270
2cm~3cm	320

※荷物を下記方式で配送する場合、上記運賃に以下記載の金額(税抜)を加算。

<保冷(冷蔵型)>※ゆうパックのみ

サイズ	料金(円)
60	204
80	325
100	612
120	612
140	1,204
150	1,908

※サイズが150を超える荷物は取扱不可。

<ゆうプリピックサービス(ゆうブリPS)>※ゆうパックのみ

サイズ	料金(円)
全サイズ	100

<セキュリティサービス>※ゆうパックのみ

サイズ	料金(円)
全サイズ	343

< 運送事業者が西濃運輸株式会社の場合 >

【共通】

下記記載の条件以外に、西濃運輸株式会社が「特殊着地」と指定する着地へ配送する場合は、当該着地に対応する料金(別に定めます)が発生します。

▼カンガルーミニ便を利用する場合

発地	サイズ	北海道	北東北	南東北	関東	中部	近畿	中国	四国	北九州	南九州
北海道	P	800	890	890	1,000	1,080	1,240	1,400	1,480	1,480	1,560
	S	920	1,050	1,050	1,160	1,240	1,400	1,560	1,640	1,640	1,720
	M	1,030	1,210	1,210	1,320	1,400	1,560	1,720	1,800	1,800	1,880
	L	1,260	1,290	1,290	1,400	1,480	1,640	1,800	1,880	1,880	1,960
北東北	P	890	800	800	800	890	920	1,080	1,160	1,240	1,320
	S	1,050	920	920	920	1,050	1,080	1,240	1,320	1,400	1,480
	M	1,210	1,030	1,030	1,030	1,210	1,240	1,400	1,480	1,560	1,640
	L	1,290	1,260	1,260	1,260	1,290	1,320	1,480	1,560	1,640	1,720
南東北	P	890	800	800	800	800	890	1,000	1,080	1,160	1,240
	S	1,050	920	920	920	920	1,050	1,160	1,240	1,320	1,400
	M	1,210	1,030	1,030	1,030	1,030	1,210	1,320	1,400	1,480	1,560
	L	1,290	1,260	1,260	1,260	1,260	1,290	1,400	1,480	1,560	1,640
関東	P	1,000	800	800	800	800	800	890	920	1,000	1,080
	S	1,160	920	920	920	920	920	1,050	1,080	1,160	1,240
	M	1,320	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,210	1,240	1,320	1,400
	L	1,400	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,290	1,320	1,400	1,480
中部	P	1,080	890	800	800	800	800	800	890	890	920
	S	1,240	1,050	920	920	920	920	920	1,050	1,050	1,080
	M	1,400	1,210	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,210	1,210	1,240
	L	1,480	1,290	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,290	1,290	1,320
近畿	P	1,240	920	890	800	800	800	800	800	800	890
	S	1,400	1,080	1,050	920	920	920	920	920	920	1,050
	M	1,560	1,240	1,210	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,210
	L	1,640	1,320	1,290	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,290
中国	P	1,400	1,080	1,000	890	800	800	800	800	800	800
	S	1,560	1,240	1,160	1,050	920	920	920	920	920	920
	M	1,720	1,400	1,320	1,210	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030
	L	1,800	1,480	1,400	1,290	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260
四国	P	1,480	1,160	1,080	920	890	800	800	800	800	890
	S	1,640	1,320	1,240	1,080	1,050	920	920	920	920	1,050
	M	1,800	1,480	1,400	1,240	1,210	1,030	1,030	1,030	1,030	1,210
	L	1,880	1,560	1,480	1,320	1,290	1,260	1,260	1,260	1,260	1,290
北九州	P	1,480	1,240	1,160	1,000	890	800	800	800	800	800
	S	1,640	1,400	1,320	1,160	1,050	920	920	920	920	920
	M	1,800	1,560	1,480	1,320	1,210	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030
	L	1,880	1,640	1,560	1,400	1,290	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260
南九州	P	1,560	1,320	1,240	1,080	920	890	800	890	800	800
	S	1,720	1,480	1,400	1,240	1,080	1,050	920	1,050	920	920
	M	1,880	1,640	1,560	1,400	1,240	1,210	1,030	1,210	1,030	1,030
	L	1,960	1,720	1,640	1,480	1,320	1,290	1,260	1,290	1,260	1,260

※消費税相当額は別途(税抜き)

※サイズは荷物の縦・横・高さ3辺の和が130センチメートル以下、重さ20kg以内

※着地が沖縄県の場合については、別途 EP が提示する運賃が発生します。なお、沖縄県発地は本サービスの対象外です。

※特別地域へ配送する場合、上記運賃に別途 EP が提示する料金が加算されます。

▼カンガルー特急便を法人宛に利用する場合※全て日本円

※連絡運輸中継料とは、西濃運輸株式会社が指定する「中継区域」(別に定めます)への発送を行う場合に発生します

距離 (Km)	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	連絡運輸 中継料
重さ (Kg)											
10	1,610	1,610	1,610	1,610	1,610	1,610	1,610	1,610	1,610	1,610	940
20	1,720	1,840	1,840	1,840	1,840	1,840	1,840	1,950	1,950	1,950	940
30	1,950	1,950	1,950	1,950	2,070	2,070	2,180	2,180	2,180	2,180	940

40	2,180	2,180	2,180	2,300	2,410	2,410	2,530	2,640	2,640	2,640	940
60	2,300	2,410	2,530	2,530	2,640	2,760	2,870	2,990	3,100	3,100	1,150
80	2,640	2,760	2,870	3,100	3,220	3,330	3,450	3,680	3,790	3,910	1,150
100	2,990	3,100	3,330	3,560	3,680	3,910	4,140	4,250	4,480	4,600	1,150
120	3,450	3,560	3,790	4,140	4,370	4,600	4,710	5,060	5,170	5,290	1,360
140	3,790	4,020	4,250	4,600	4,830	5,170	5,400	5,630	5,860	6,090	1,360
160	4,140	4,370	4,710	5,060	5,400	5,750	5,980	6,210	6,550	6,780	1,570
180	4,480	4,710	5,170	5,520	5,860	6,210	6,550	6,900	7,130	7,470	1,570
200	4,710	5,060	5,520	5,860	6,320	6,550	6,900	7,360	7,590	7,820	1,570
250	5,630	5,980	6,440	7,010	7,470	7,930	8,390	8,850	9,200	9,660	1,780
300	6,550	6,900	7,700	8,280	8,850	9,430	9,890	10,460	11,040	11,500	1,990
350	7,360	7,930	8,740	9,310	10,120	10,810	11,380	11,960	12,650	13,220	2,200
400	8,390	8,970	9,890	10,690	11,500	12,300	12,880	13,680	14,370	15,180	2,410
450	9,200	10,000	10,920	11,960	12,880	13,680	14,490	15,180	16,100	16,900	2,620
500	10,120	10,920	11,960	12,990	14,140	15,060	15,870	16,900	17,820	18,630	2,830
550	12,990	14,030	15,520	16,900	18,400	19,550	20,700	21,960	23,110	24,380	3,040
600	14,030	15,180	16,790	18,170	19,890	21,160	22,540	23,920	25,300	26,560	3,250
650	15,180	16,330	17,940	19,780	21,500	22,880	24,380	25,760	27,140	28,630	3,460
700	16,100	17,480	19,320	21,160	23,000	24,490	26,100	27,600	29,210	30,820	3,670
750	17,250	18,630	20,700	22,540	24,490	26,220	27,940	29,550	31,280	33,000	3,880
800	18,280	19,780	21,960	24,030	26,220	27,940	29,670	31,510	33,350	35,070	4,090
850	19,320	20,930	23,230	25,410	27,600	29,550	31,510	33,350	35,300	37,260	4,300
900	20,350	22,080	24,490	26,910	29,210	31,280	33,230	35,300	37,260	39,440	4,510
950	21,390	23,230	25,870	28,290	30,820	33,000	35,070	37,260	39,330	41,510	4,720
1,000	22,540	24,380	27,140	29,780	32,310	34,610	36,800	39,100	41,400	43,700	4,930
1,100	24,260	26,560	29,780	32,770	35,760	38,290	40,820	43,350	45,880	48,410	5,350
1,200	26,100	28,630	32,310	35,760	39,210	41,970	44,850	47,610	50,370	53,240	5,770
1,300	27,940	30,820	34,960	38,750	42,550	45,650	48,760	51,860	54,850	57,960	6,190
1,400	29,780	32,890	37,490	41,740	46,000	49,330	52,780	56,120	59,340	62,790	6,610
1,500	31,620	35,070	40,020	44,730	49,330	53,010	56,690	60,370	63,940	67,500	7,030

距離 (Km) 重さ (Kg)	550	600	650	700	750	800	850	900	950	1,000	連絡 運輸 中継 料
10	1,610	1,610	1,950	1,950	2,070	2,070	2,180	2,180	2,180	2,180	940
20	2,070	2,070	2,410	2,410	2,640	2,640	2,760	2,760	2,870	2,870	940
30	2,300	2,300	2,760	2,870	2,870	2,990	3,220	3,330	3,330	3,330	940
40	2,760	2,760	3,330	3,450	3,680	3,680	4,020	4,020	4,140	4,250	940
60	3,220	3,330	3,910	4,020	4,370	4,370	4,830	4,830	4,940	5,060	1,150
80	4,020	4,140	5,060	5,170	5,520	5,630	6,090	6,210	6,440	6,550	1,150
100	4,710	4,940	5,980	6,090	6,550	6,780	7,360	7,470	7,700	7,930	1,150
120	5,520	5,750	7,240	7,360	7,930	8,280	8,740	8,970	9,200	9,540	1,360
140	6,320	6,550	8,160	8,510	9,080	9,540	10,000	10,350	10,690	10,920	1,360
160	7,130	7,360	9,200	9,430	10,350	10,690	11,270	11,730	11,960	12,300	1,570
180	7,820	8,160	10,230	10,580	11,380	11,730	12,530	12,880	13,340	13,800	1,570
200	8,280	8,620	10,690	11,040	11,960	12,420	13,220	13,570	14,030	14,490	1,570
250	10,120	10,580	13,110	13,680	14,720	15,290	16,100	16,560	17,130	17,820	1,780
300	11,960	12,530	15,640	16,210	17,590	18,280	19,200	19,890	20,580	21,160	1,990
350	13,910	14,490	18,050	18,860	20,350	21,160	22,310	23,000	23,920	24,720	2,200
400	15,750	16,560	20,580	21,500	23,230	24,150	25,410	26,330	27,250	28,170	2,410
450	17,710	18,510	23,000	24,030	26,100	27,140	28,520	29,670	30,700	31,740	2,620
500	19,550	20,470	25,530	26,680	28,980	30,010	31,740	32,890	34,040	35,190	2,830
550	25,640	26,790	28,520	29,670	32,200	33,580	36,220	37,600	38,870	40,250	3,040
600	27,830	29,210	30,930	32,310	35,070	36,570	39,440	40,940	42,320	43,810	3,250
650	30,130	31,510	33,580	34,960	37,950	39,560	42,780	44,270	45,880	47,490	3,460
700	32,430	33,920	35,990	37,720	40,940	42,550	46,000	47,720	49,330	51,060	3,670
750	34,610	36,340	38,640	40,250	43,700	45,540	49,220	51,060	52,900	54,740	3,880
800	36,800	38,640	41,050	42,890	46,570	48,530	52,440	54,390	56,460	58,420	4,090
850	39,100	41,050	43,580	45,540	49,560	51,520	55,660	57,840	59,800	62,100	4,300
900	41,400	43,350	46,110	48,180	52,440	54,510	58,880	61,180	63,480	65,660	4,510
950	43,700	45,770	48,760	50,940	55,310	57,500	62,100	64,510	66,930	69,340	4,720
1,000	46,000	48,180	51,170	53,470	58,070	60,600	65,430	67,960	70,380	72,910	4,930
1,100	51,060	53,470	58,190	60,830	66,120	68,880	74,980	77,850	80,730	83,600	5,350
1,200	56,120	58,760	65,090	68,190	74,060	77,280	84,410	87,740	90,960	94,180	5,770
1,300	61,180	64,170	72,100	75,440	82,110	85,560	93,950	97,520	101,200	104,880	6,190
1,400	66,240	69,460	79,120	82,800	90,040	93,950	103,380	107,410	111,550	115,460	6,610
1,500	71,300	74,750	86,020	90,160	98,090	102,350	112,930	117,300	121,780	126,150	7,030

距離 (Km) 重さ (Kg)	1, 100	1, 200	1, 300	1, 400	1, 500	1, 600	1, 700	1, 800	1, 900	2, 000	連絡運 輸 中継料
10	2, 180	2, 180	2, 300	2, 300	2, 300	2, 300	2, 300	2, 300	2, 300	2, 410	940
20	2, 990	2, 990	3, 100	3, 100	3, 220	3, 220	3, 330	3, 330	3, 450	3, 450	940
30	3, 450	3, 560	3, 680	3, 790	3, 910	4, 020	4, 140	4, 250	4, 370	4, 480	940
40	4, 370	4, 600	4, 710	4, 940	5, 060	5, 290	5, 400	5, 630	5, 750	5, 980	940
60	5, 290	5, 520	5, 750	5, 980	6, 210	6, 440	6, 670	6, 900	7, 130	7, 360	1, 150
80	6, 900	7, 240	7, 590	7, 930	8, 280	8, 620	8, 970	9, 310	9, 660	9, 990	1, 150
100	8, 390	8, 740	9, 200	9, 660	10, 000	10, 460	10, 810	11, 270	11, 610	12, 070	1, 150
120	10, 000	10, 580	11, 040	11, 610	12, 070	12, 650	13, 110	13, 680	14, 140	14, 720	1, 360
140	11, 610	12, 190	12, 880	13, 450	14, 030	14, 720	15, 290	15, 980	16, 560	17, 130	1, 360
160	13, 110	13, 800	14, 600	15, 290	15, 980	16, 790	17, 480	18, 280	18, 970	19, 780	1, 570
180	14, 600	15, 410	16, 330	17, 130	17, 940	18, 740	19, 660	20, 470	21, 270	22, 080	1, 570
200	15, 410	16, 210	17, 130	18, 050	18, 860	19, 780	20, 700	21, 500	22, 420	23, 230	1, 570
250	18, 860	20, 010	21, 160	22, 190	23, 340	24, 490	25, 530	26, 680	27, 710	28, 860	1, 780
300	22, 540	23, 920	25, 300	26, 560	27, 940	29, 320	30, 590	31, 970	33, 350	34, 730	1, 990
350	26, 330	27, 940	29, 550	31, 160	32, 770	34, 380	35, 990	37, 490	39, 100	40, 710	2, 200
400	30, 010	31, 850	33, 690	35, 650	37, 490	39, 330	41, 170	43, 010	44, 850	46, 690	2, 410
450	33, 810	35, 880	37, 950	40, 020	42, 090	44, 270	46, 340	48, 410	50, 480	52, 550	2, 620
500	37, 490	39, 900	42, 200	44, 620	46, 920	49, 220	51, 630	53, 930	56, 350	58, 650	2, 830
550	43, 010	45, 650	48, 300	51, 060	53, 700	56, 460	59, 110	61, 750	64, 510	67, 160	3, 040
600	46, 800	49, 790	52, 670	55, 660	58, 650	61, 520	64, 510	67, 500	70, 380	73, 370	3, 250
650	50, 710	53, 930	57, 150	60, 370	63, 590	66, 810	70, 030	73, 140	76, 360	79, 580	3, 460
700	54, 510	57, 960	61, 410	64, 860	68, 420	71, 870	75, 320	78, 770	82, 220	85, 670	3, 670
750	58, 420	62, 100	65, 780	69, 570	73, 250	76, 930	80, 610	84, 410	88, 090	91, 770	3, 880
800	62, 330	66, 350	70, 380	74, 290	78, 310	82, 220	86, 250	90, 270	94, 180	98, 210	4, 090
850	66, 350	70, 490	74, 750	79, 000	83, 260	87, 510	91, 770	95, 910	100, 160	104, 420	4, 300
900	70, 150	74, 630	79, 120	83, 600	88, 090	92, 570	97, 060	101, 430	105, 910	110, 400	4, 510
950	74, 060	78, 770	83, 490	88, 320	93, 030	97, 750	102, 460	107, 180	112, 010	116, 720	4, 720
1, 000	77, 970	82, 910	87, 860	92, 920	97, 860	102, 920	107, 870	112, 810	117, 870	122, 820	4, 930
1, 100	89, 240	94, 870	100, 510	106, 030	111, 660	117, 300	122, 930	128, 570	134, 200	139, 840	5, 350
1, 200	100, 510	106, 720	113, 040	119, 250	125, 580	131, 790	138, 110	144, 320	150, 650	156, 860	5, 770
1, 300	111, 780	118, 680	125, 580	132, 480	139, 380	146, 280	153, 180	160, 080	166, 980	173, 880	6, 190
1, 400	123, 050	130, 520	138, 110	145, 590	153, 180	160, 770	168, 240	175, 830	183, 310	190, 900	6, 610
1, 500	134, 320	142, 480	150, 650	158, 810	166, 980	175, 140	183, 310	191, 590	199, 750	207, 920	7, 030

※消費税相当額は別途(税抜き)

※サイズに制限はありません

▼カンガルー特急便を個人宅宛に利用する場合※全て日本円

※連絡運輸中継料とは、西濃運輸株式会社が指定する「中継区域」(別に定めます)への発送を行う場合に発生します

距離 (Km) 重さ (Kg)	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	連絡運 輸 中継料
10	1,840	1,840	1,840	1,840	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950	850
20	1,950	2,070	2,070	2,180	2,180	2,180	2,180	2,300	2,300	2,300	850
30	2,180	2,180	2,300	2,300	2,410	2,410	2,530	2,530	2,530	2,530	850
40	2,410	2,410	2,530	2,640	2,760	2,760	2,870	2,990	2,990	3,100	850
60	2,530	2,640	2,760	2,870	2,990	3,100	3,220	3,450	3,560	3,560	1,040
80	2,870	2,990	3,220	3,450	3,560	3,790	3,910	4,140	4,250	4,480	1,040
100	3,220	3,330	3,680	3,910	4,140	4,370	4,600	4,830	5,060	5,170	1,040
120	3,680	3,790	4,140	4,480	4,830	5,060	5,290	5,630	5,860	5,980	1,230
140	4,020	4,250	4,600	5,060	5,290	5,750	5,980	6,320	6,670	6,900	1,230
160	4,370	4,600	5,060	5,520	5,980	6,320	6,670	7,010	7,360	7,700	1,420
180	4,710	5,060	5,520	5,980	6,440	6,900	7,240	7,700	8,050	8,510	1,420
200	4,940	5,290	5,860	6,320	6,900	7,240	7,590	8,160	8,510	8,850	1,420
250	5,860	6,320	6,900	7,590	8,160	8,740	9,310	9,890	10,350	10,920	1,610
300	6,780	7,240	8,160	8,850	9,660	10,350	10,920	11,610	12,300	12,990	1,800
350	7,590	8,280	9,200	10,000	11,040	11,840	12,530	13,340	14,140	14,830	1,990
400	8,620	9,310	10,460	11,500	12,530	13,450	14,260	15,180	16,100	17,020	2,180
450	9,430	10,350	11,500	12,760	13,910	14,950	15,980	16,900	17,940	18,970	2,370
500	10,350	11,270	12,650	13,910	15,290	16,440	17,480	18,740	19,890	20,930	2,560
550	11,610	12,650	14,260	15,750	17,250	18,510	19,780	21,040	22,310	23,570	2,750
600	12,530	13,680	15,410	16,900	18,630	20,010	21,390	22,880	24,260	25,640	2,940
650	13,450	14,720	16,440	18,280	20,120	21,620	23,110	24,720	26,220	27,710	3,130
700	14,370	15,750	17,710	19,660	21,500	23,230	24,840	26,450	28,170	29,780	3,320
750	15,290	16,790	18,970	20,930	23,000	24,840	26,560	28,290	30,130	31,850	3,510
800	16,210	17,710	20,010	22,310	24,490	26,450	28,290	30,130	32,080	33,920	3,700
850	17,130	18,860	21,270	23,570	25,870	27,940	30,010	31,970	34,040	35,990	3,890
900	18,050	19,780	22,420	24,840	27,370	29,550	31,620	33,810	35,990	38,060	4,080
950	18,970	20,930	23,570	26,220	28,860	31,160	33,350	35,650	37,950	40,130	4,270
1,000	19,890	21,850	24,720	27,480	30,360	32,770	35,070	37,490	39,900	42,200	4,460

距離 (Km) 重さ (Kg)	550	600	650	700	750	800	850	900	950	1,000	連絡運 輸 中継料
10	1,950	1,950	1,950	1,950	2,070	2,070	2,180	2,180	2,180	2,300	850
20	2,410	2,410	2,410	2,530	2,640	2,640	2,870	2,870	2,870	2,870	850
30	2,640	2,640	2,760	2,760	2,990	2,990	3,220	3,330	3,330	3,330	850
40	3,220	3,220	3,330	3,450	3,680	3,680	4,020	4,140	4,140	4,250	850
60	3,680	3,790	3,910	4,020	4,370	4,370	4,710	4,830	4,940	5,060	1,040
80	4,600	4,710	4,940	5,060	5,520	5,630	6,090	6,320	6,440	6,550	1,040
100	5,400	5,630	5,860	6,090	6,550	6,780	7,240	7,470	7,700	7,930	1,040
120	6,320	6,550	7,130	7,360	7,930	8,160	8,620	8,970	9,200	9,540	1,230
140	7,240	7,470	8,050	8,390	9,080	9,430	10,000	10,350	10,690	11,040	1,230
160	8,050	8,390	9,080	9,310	10,230	10,580	11,270	11,610	11,960	12,420	1,420
180	8,850	9,310	10,000	10,460	11,380	11,730	12,420	12,880	13,340	13,800	1,420
200	9,310	9,770	10,460	10,920	11,840	12,300	13,110	13,570	14,030	14,490	1,420
250	11,380	11,960	12,880	13,450	14,600	15,180	15,980	16,560	17,130	17,820	1,610
300	13,570	14,260	15,290	15,980	17,360	18,050	19,090	19,780	20,580	21,270	1,800
350	15,750	16,440	17,710	18,510	20,120	20,930	22,190	23,000	23,800	24,720	1,990
400	17,820	18,740	20,240	21,160	23,000	23,920	25,300	26,330	27,250	28,290	2,180
450	20,010	21,040	22,650	23,690	25,760	26,910	28,400	29,550	30,700	31,740	2,370
500	22,080	23,230	25,070	26,220	28,630	29,780	31,510	32,770	34,040	35,300	2,560
550	24,950	26,220	27,940	29,210	31,970	33,230	36,110	37,600	38,980	40,360	2,750
600	27,140	28,520	30,360	31,850	34,840	36,220	39,330	40,820	42,430	44,040	2,940
650	29,320	30,820	32,890	34,500	37,600	39,210	42,550	44,270	46,000	47,720	3,130
700	31,510	33,120	35,420	37,030	40,480	42,200	45,770	47,720	49,450	51,290	3,320
750	33,690	35,420	37,830	39,670	43,350	45,190	49,100	51,060	53,010	54,970	3,510
800	35,880	37,720	40,360	42,200	46,110	48,180	52,320	54,390	56,460	58,650	3,700
850	38,060	40,020	42,780	44,850	48,990	51,170	55,540	57,840	60,030	62,210	3,890
900	40,250	42,430	45,310	47,490	51,860	54,160	58,760	61,180	63,480	65,890	4,080
950	42,430	44,730	47,720	50,020	54,740	57,150	61,980	64,510	67,040	69,570	4,270
1,000	44,620	47,030	50,250	52,670	57,610	60,140	65,320	67,960	70,490	73,140	4,460

距離 (Km) 重さ (Kg)	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	連絡運 輸 中継料
10	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,410	2,410	2,410	2,410	850
20	2,990	3,100	3,100	3,220	3,220	3,330	3,330	3,450	3,560	3,560	850
30	3,450	3,560	3,680	3,790	3,910	4,020	4,140	4,250	4,370	4,480	850
40	4,480	4,600	4,830	4,940	5,170	5,290	5,520	5,750	5,860	6,090	850

60	5,290	5,520	5,750	5,980	6,320	6,550	6,780	7,010	7,240	7,470	1,040
80	7,010	7,360	7,700	8,050	8,390	8,740	9,080	9,430	9,770	10,120	1,040
100	8,390	8,850	9,310	9,660	10,120	10,580	11,040	11,380	11,840	12,300	1,040
120	10,120	10,580	11,150	11,730	12,300	12,760	13,340	13,910	14,490	14,950	1,230
140	11,610	12,300	12,990	13,680	14,260	14,950	15,640	16,210	16,900	17,590	1,230
160	13,220	13,910	14,720	15,520	16,330	17,130	17,820	18,630	19,430	20,240	1,420
180	14,720	15,520	16,440	17,250	18,170	19,090	19,890	20,810	21,730	22,540	1,420
200	15,410	16,440	17,360	18,280	19,200	20,120	21,040	21,960	22,880	23,800	1,420
250	18,970	20,120	21,270	22,420	23,570	24,840	25,990	27,140	28,290	29,440	1,610
300	22,650	24,150	25,530	26,910	28,400	29,780	31,280	32,660	34,040	35,530	1,800
350	26,450	28,060	29,780	31,510	33,230	34,840	36,570	38,290	40,020	41,630	1,990
400	30,240	32,200	34,150	36,110	38,060	40,020	41,970	43,930	45,880	47,840	2,180
450	33,920	36,110	38,410	40,590	42,780	44,960	47,150	49,450	51,630	53,820	2,370
500	37,720	40,250	42,660	45,190	47,610	50,140	52,670	55,080	57,610	60,030	2,560
550	43,240	46,110	48,870	51,750	54,620	57,500	60,260	63,130	66,010	68,880	2,750
600	47,150	50,250	53,360	56,460	59,570	62,670	65,780	69,000	72,100	75,210	2,940
650	51,060	54,390	57,840	61,290	64,630	68,080	71,410	74,860	78,200	81,650	3,130
700	54,970	58,650	62,210	65,890	69,570	73,250	76,820	80,500	84,180	87,860	3,320
750	58,880	62,790	66,700	70,610	74,520	78,430	82,340	86,250	90,270	94,180	3,510
800	62,790	67,040	71,180	75,440	79,620	83,830	88,090	92,340	96,480	100,740	3,700
850	66,700	71,180	75,670	80,150	84,640	89,120	93,610	98,090	102,580	107,060	3,890
900	70,610	75,320	80,150	84,870	89,580	94,300	99,010	103,730	108,560	113,270	4,080
950	74,520	79,580	84,640	89,580	94,640	99,590	104,650	109,590	114,650	119,600	4,270
1,000	78,430	83,720	89,010	94,300	99,590	104,880	110,170	115,460	120,750	125,920	4,460

※消費税相当額は別途(税抜き)

※サイズに制限はありません

※対象基本条件に当てはまる場合には、以下の料金が発生します。

対象基本条件	種別	商品1個のサイズ(複数口は最も大きなサイズ)	現行契約運賃に加算される配達実費
届け先が「個人宅」で下記条件が1項目でも該当する場合 ・1原票2個以上の複数口 ・実重量が1個20kg超 ・3辺の合計が130cm超	一般	下記のいずれかの条件に該当する場合 ・実重量20kg超～30kg未満/個 ・3辺合計130cm超～200cm未満/個 ・複数口 ・原票総重量100kg以下	運賃は「定上運賃」 原票総重量×10円/kg (最低料金:1,000円/件)
	大型	下記のいずれかの条件が該当する場合 ・実重量30kg以上～90kg以下/個 ・3辺合計200cm以上～450cm以下/個 ・実重量30kg以上、もしくは3辺合計200cm以上450cm以下/個の商品を含む複数口 ・原票総重量500kg以下	運賃は「定上運賃」 原票総重量×20円/kg (最低料金:4,000円/件)
	着店チャーター	下記のいずれかの条件が該当する場合 ・実重量90kg超～/個 ・3辺合計450cm超～/個 ・日時指定のあるもの ・原票総重量500kg超	到着点からのチャーター料金 ※詳細は受付店へ確認

- a.総重量は実重量、または容積重量(280kg=1立米)の大きいものを適用いたします。
- b.商品サイズが複数の条件に該当する場合は「着店チャーター」「大型」「一般」の順で料金を適用させていただきます。
- c.『個人宛』とはお届け先名が個人様宅宛の送り状といたします。
- d.宅配便(実重量20kg以下かつ3辺合計130cm以下)、引越便、単身MAX+1、自転車イベント便、店所止めにつきましては適用外といたします。
- e.当該サイズに該当する個人宛の着払いに対応いたしておりません。
- f.大型商品は配達指定に対応いたしておりません。受取人様との打ち合わせのうえ、平日19時まで、土日祝(特定日)17時までの中で配達させていただきます。
- g.開梱、組立、設置、吊り下げ、窓の取り外し、養生、資材引取が必要な場合は対応できません。
- h.荷受人様より上記外のご要請がある場合は出荷主様に適用サービスにつきご連絡させていただきます。

※配送コースが以下を経由する場合、別途航送料等(10kgごと)として以下の料金が発生します。※全て日本円

宇野-高松	46
青森-函館	171
和歌山-小松島	84
竹原-波方	66
三崎-臼杵	88
関門トンネル	20

▼カンガルービジネス便を利用する場合

- 1個口で20kgまで 運賃に150円加算
 100kgまで 運賃に500円加算(20kgまでの複数個口を含む)
 以降100kg増毎 運賃に500円加算

※消費税相当額は別途(税抜き)

・引受拒絶の事項(運送事業者が日本郵便株式会社である場合の特則 第25条関係)

区分	内容
個人情報等を有する荷物	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報が記録された書類、フロッピーディスク、CD、DVD、フィルム及びUSB 類 ・個人情報をデータとして記録しているパソコンや電子機器類
現金、小切手類	<ul style="list-style-type: none"> ・現金、小切手、トラベラーズチェック ・株券、債券、印紙などの有価証券 ・公社債券、約束手形、印紙、郵便切手、キャッシュカードなど
白金、金塊などの貴金属類	<ul style="list-style-type: none"> ・金、銀及び白金など及びこれらを使用した製品(ネックレス、装飾品及び指輪など) ・ダイヤモンド及びルビー等の宝石類並びにこれらを使用した製品(ネックレス、装飾品及び指輪など)
美術品、骨董品など	書画、絵画、彫刻、工芸品、つぼ、掛軸及び仏像など
動物類	犬、猫及び小鳥など(剥製などの死んだ動物を含む)
爆発、発火など運送上危険を生ずる恐れのあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・火薬類、高圧ガス、腐食性液体、引火性液体、可燃性固体、参加性物質及び磁性物質など ・毒物、劇物、病原菌、麻薬及び銃砲刀剣類など
運送状、他の荷物の輸送の安全を損なう恐れのあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・他の荷物を傷つける恐れのあるもの ・他の荷物に臭い、シミなどをつける恐れがあるもの ・他の荷物が紛れ込むなど、すきまのある荷姿のもの
輸送日数範囲内で腐敗変質する恐れのある生鮮食品類	活魚、生魚、貝及び生肉など
再生不能又は再発行困難なもの	原稿、原図、調査票、テープ、フロッピーディスク、遺骨、親の形見、免許証、車検証、パスポート及び実印など
信書	手紙、願書及び申請書など
宅配便の規格を超えるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・荷物の3辺の和(縦、横、高さの合計)が170センチメートルを超えるもの ・重量が30キログラムを超えるもの(品物を梱包したときの全重量) ・荷物1個の価格が30万円(消費税含む)を超えるもの
荷造りが不備なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・複数個口を1個としてくくっているもの(ただし、同一計上の2つの箱を結束用の機械を用いて結束してあるものを除く) ・荷造りがされていないもの(タイヤ及び自動車部品など) ・ダンボールケースで梱包された以外の米などの穀物(麻袋や紙袋入りの米及び穀物) ・木枠やプラスチック函に詰められた酒、焼酎及びビールなどのビン類 ・こわれもの(ガラス及びビン類など)が入った袋物及びバッグ類

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 利用運送業務等

第一節 利用運送の申込み及び引受け(第三条―第十六条)

第二節 積付け(第十七条)

第三節 貨物の受取及び引渡し(第十八条―第二十五条)

第四節 指図(第二十六条・第二十七条)

第五節 事故(第二十八条―第三十条)

第六節 運賃、料金等(第三十一条―第三十七条)

第七節 責任(第三十八条―第五十条)

第三章 積込み又は取卸し等(第五十一条―第五十四条)

第一章 総則

(事業の種類)

第一条 当店は、貨物自動車運送事業者が行う貨物の運送に係る第一種貨物利用運送事業(貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第七項に規定する事業をいう。)を行います。

2 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

(適用範囲)

第二条 当店の経営する貨物利用運送事業は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

2 当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章 利用運送業務等

第一節 利用運送の申込み及び引受け

(受付日時)

第三条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

(利用運送の順序)

第四条 当店は、利用運送の申込みを受けた順序により、貨物の利用運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。

(引渡期間)

第五条 当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一 発送期間 貨物を受け取った日を含め二日

二 輸送期間 運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は、一日とします。

三 集配期間 集貨及び配達をする場合にあっては各一日

2 前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあったときは、これをもって延着とします。

(利用運送の申込み)

第六条 当店で貨物の利用運送を申込み者(以下「申込者」という。)は、次の事項を記載した利用運送申込書を提出しなければなりません。

一 申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

二 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数

三 集貨及び配達又は発送及び到着の希望日時

四 集貨先及び配達先又は発送地及び到着地(団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称及び電話番号を含む。)

五 運送の扱種別

六 運賃、料金(第三十三条に規定する待機時間料、第五十一条に規定する積込料又は取卸料及び第五十二条第一項に規定する附帯業務料等をいう。)、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用(以下「運賃、料金等」という。)の支払方法

七 荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

八 高価品については、貨物の種類及び価格

九 第五十一条に規定する貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨

十 第五十二条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨

十一 運送保険に付することを委託するときは、その旨

十二 特約事項があるときは、その内容

十三 本約款の内容について承諾する旨

十四 その他その貨物の運送に関し必要な事項

2 前項において、当店で電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当店で定めるものをいう。以下同じ。)による利用運送の申込み方法を定めているときは、前項の利用運送申込書の提出に代えて、当該利用運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができます。この場合において、申込者は、当該利用運送申込書を提出したものとみなします。

(利用運送の引受け)

第七条 当店は、前条第一項の利用運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該利用運送を引き受けることとするときは、次に掲げる事項を記載した利用運送引受書を交付します。

一 集貨及び配達又は発送及び到着の予定日時

二 運賃、料金等の額

2 当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の利用運送引受書の交付に代えて、当該利用運送引受書の記載すべき事項を電磁的方法により提供することがあります。この場合において、当店は、当該利用運送引受書を交付したものとみなします。

(貨物の種類及び性質の確認)

第八条 当店は、貨物の利用運送の申込みがあったときは、貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

2 当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者が告げたことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。

3 当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、これにより生じた損害の賠償をします。

4 当店は、第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。

(引受拒絶)

第九条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、利用運送の引受けを拒絶することがあります。

一 当該利用運送の申込みが、この約款によらないものであるとき。

二 申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

三 運送に適する設備を有する貨物自動車運送事業者を確保できないとき。

四 当該利用運送に関し、申込者から特別の負担を求められたとき。

五 当該利用運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

六 天災その他やむを得ない事由があるとき。

(高価品及び貴重品)

第十条 この約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。

一 貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証書、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タンゲステンその他の稀金属、金剛石、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の宝玉石、象牙、べっ甲、珊瑚及び各その製品

二 美術品及び骨董品

三 容器及び荷造りを加え一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物(動物を除く。)

2 前項第三号の一キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りごとに、これをします。

3 この約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

(運送の扱種別等不明の場合)

第十一条 当店は、荷送人(第七条第一項の利用運送引受書の交付を受けた申込者をいう。以下同じ。)が利用運送の申込みをするにあたり、運送の扱種別その他その貨物の運送に関し必要な事項を明示しなかったときは、荷送人にとって最も有利と認められるところにより、当該貨物を運送します。

(荷造り)

第十二条 荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の扱種別等に応じて、運送に耐えるように荷造りをしなければなりません。

2 当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求し、荷送人はその要求に応じなければなりません。

3 当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その利用運送を引き受けることがあります。

(外装表示等)

第十三条 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店は、必要がないと認めた事項については、この限りではありません。

一 荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二 品名

三 個数

四 その他貨物の取扱いに必要な事項

2 荷送人は、当店は認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

(動物等の運送)

第十四条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の利用運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することがあります。

一 当店において、集貨、持込み又は引取りの日時を指定すること。

二 当該貨物の運送につき、付添人を付すこと。

(危険品の運送)

第十五条 荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、あらかじめ、その旨を当店に通知するとともに、その品名、性

質その他の当該貨物の安全な運送に必要な事項を送り状に明記し、かつ、これらの事項を当該貨物の外部の見やすい箇所に明示しなければなりません。

(代替運送)

第十六条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、利用運送を引き受けた貨物の運送を他の運送機関による運送に変更することがあります。

2 前項の場合において、運送上の責任は、この約款により当店の負います。

第二節 積付け

(積付け)

第十七条 貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。

2 シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

第三節 貨物の受取及び引渡し

(受取及び引渡しの場所)

第十八条 当店は、利用運送申込書に記載された集貨先又は発送地において荷送人又は荷送人の指定する者から貨物を受け取り、利用運送申込書に記載された配達先又は到達地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。

(管理者等に対する引渡し)

第十九条 当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。

- 一 荷受人が引渡先に不在の場合には、その引渡先における同居者、従業員又はこれに準ずる者
- 二 船舶、寄宿舎、旅館等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者

(留置権の行使)

第二十条 当店は、貨物に関し受け取るべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けなければ、当該貨物の引渡しをしません。

2 商人である荷送人が、その営業のために当店と締結した運送契約について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その支払を受けなければ、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

(指図の催告)

第二十一条 当店は、荷受人を確知することができない場合は、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図することを催告することができます。

2 当店は、荷受人が、貨物の受取を拒み、又はその他の理由によりこれを受け取ることができない場合には、遅滞なく、荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物の受取を催告し、その期間経過の後、さらに荷送人に対し、前項に規定する指図と同じ内容の催告をすることができます。

(引渡不能の貨物の寄託)

第二十二条 当店は、荷受人を確知することができない場合又は前条第二項の場合には、荷受人の費用でその貨物を倉庫営業者に寄託することができます。

2 当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

3 当店は、第一項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉荷証券を作らせたときは、その証券の交付をもって貨物の引渡しに代えることができます。

4 当店は、第一項の規定により寄託をした貨物の引渡しの請求があった場合において、当該貨物につき、倉荷証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで当該倉荷証券を留置することができます。

(引渡不能の貨物の供託)

第二十三条 当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十一条第二項の場合には、その貨物を供託することができます。

2 当店は、前項の規定により貨物の供託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

(引渡不能の貨物の競売)

第二十四条 当店は、第二十一条第一項の規定により荷送人に対して指図すべきことを求めた場合において、荷送人が指図をしないときは、その貨物を競売することができます。

2 当店は、前項の規定にかかわらず、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある貨物は、第二十一条の催告をしないで競売することができます。

3 当店は、前二項の規定により貨物の競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

4 当店は、第一項又は第二項の規定により貨物の競売をしたときは、その代価をもって運賃、料金等並びに催告及び競売に要した費用に充当し、不足があるときは、荷送人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人に交付し、又は供託します。

(引渡不能の貨物の任意売却)

第二十五条 当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十一条第二項の場合において、その貨物が腐敗又は変質しやすいものであって前条第二項の手続きをとるとまがないときは、その手続きによらず、公正な第三者を立会わせて、これを売却することができます。

2 前項の規定による売却には、前条第三項及び第四項の規定を準用します。

第四節 指図

(貨物の処分権)

第二十六条 荷送人は、当店に対して、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。

2 前項に規定する荷送人の権利は、貨物が到達地に到着した場合において、荷受人が貨物の引渡し又はその損害賠償の請求をしたときは、行使すること

ができません。

3 第一項の指図をする場合において、当店が要求したときは、指図書を提出しなければなりません。

(指図に応じない場合)

第二十七条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。

第五節 事故

(事故の際の措置)

第二十八条 当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を催告します。

一 貨物の著しい滅失、損傷その他の損害を発生したとき。

二 当初の運送経路又は運送方法によることができなくなったとき。

三 相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき。

2 当店は、前項各号の場合において、指図をまついとまがないとき又は当店の定めた期間内に前項の指図がないときは、荷送人の利益のために、当店の裁量によって、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。

3 第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

(危険品の処分)

第二十九条 当店は、第十五条の規定による通知及び明記をしなかった爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破棄その他運送上の危険を除去するための処分をすることができます。同条の規定による通知及び明記をした場合において、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれを生じたときも同様とします。

2 前項前段の処分に要した費用は、すべて荷送人の負担とします。

3 第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

(事故証明書の発行)

第三十条 当店は、貨物の全部滅失に関し証明の請求があったときは、その貨物の引渡期間の満了の日から一月以内に限り、事故証明書を発行します。

2 当店は、貨物の一部滅失、損傷又は延着に関し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があったときは、当該貨物の引渡しの日に関し、事故証明書を発行します。ただし、特別の事情がある場合は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することがあります。

第六節 運賃、料金等

(運賃、料金等)

第三十一条 運賃、料金等(燃料サーチャージを除く。)及びその適用方法は、当社が別に定める運賃料金表によります。

2 前項の運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージを収受します。

3 第一項の運賃、料金等について、荷送人又は当店の一方は、賃金水準又は物価水準の変動により運賃、料金等の額が不適当となったと認めるときは、他の一方に対し、額の変更の協議を求めることができます。

(運賃、料金等の収受方法)

第三十二条 当店は、貨物を受け取るときまでに、荷送人から運賃、料金等を収受します。

2 前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後荷送人に対し、その過不足を払い戻し、又は追徴します。

3 当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金等を荷受人から収受することを認めることがあります。

(待機時間料)

第三十三条 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間(荷送人又は荷受人が第五十一条の貨物の積み込み若しくは取卸し又は第五十二条第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。)に応じて、当社が別に定める料金を収受します。

(延滞料)

第三十四条 当店は、貨物を引き渡したときまでに、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかったときは、貨物を引き渡した日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に対し、年利十四・五パーセントの割合で、延滞料の支払を請求することがあります。

(運賃請求権)

第三十五条 当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度の損傷が生じたとき又は当社が責任を負う事由により滅失したときは、当該滅失し、又は損傷を生じた貨物に係る運賃、料金等を請求しません。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、これを払い戻します。

2 当店は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人が責任を負う事由によって滅失したときは、運賃、料金その他の費用の全額を収受しません。

(事故等と運賃、料金等)

第三十六条 当店は、第二十六条及び第二十八条の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に行った利用運送の割合に応じて、運賃、料金等を収受します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を収受している場合には、不足があるときは、荷送人又は荷受人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人又は荷受人に払い戻します。

(中止手数料)

第三十七条 当店は、利用運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人の責任とされるべきでない事由によるものを除いて、中止手数料を請求することがあります。ただし、荷送人が、利用運送引受書に記載した集貨予定日の三日前までに利用運送の中止をしたときは、この限りではありません。

2 前項の中止手数料は、次のとおりとします。

- 一 利用運送引受書に記載した集貨予定日の前々日に中止の指図をしたとき 当該利用運送引受書に記載した運賃、料金等の二十パーセント以内
- 二 利用運送引受書に記載した集貨予定日の前日に中止の指図をしたとき 当該利用運送引受書に記載した運賃、料金等の三十パーセント以内
- 三 利用運送引受書に記載した集貨予定日の当日に中止の指図をしたとき 当該利用運送引受書に記載した運賃、料金等の五十パーセント以内

第七節 責任

(責任の始期)

第三十八条 当店の利用運送についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。

(責任と挙証)

第三十九条 当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店の、自己又は使用人その他利用運送のために使用した者が貨物の受取、引渡し、保管及び運送について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

(コンテナ貨物の責任)

第四十条 前条の規定にかかわらず、コンテナに詰められた貨物であって当該貨物の積卸しの方法等が次に掲げる場合に該当するものの滅失又は損傷について、当店に対し損害賠償の請求をしようとする者は、その損害が当店又はその使用人その他利用運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。

- 一 荷送人が貨物を詰めたものであること。
- 二 コンテナの封印に異常がない状態で到着していること。

(特殊な管理を要する貨物の運送の責任)

第四十一条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について、第十四条第二号の規定に基づき付添人が付された場合には、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。

(荷送人の申告等の責任)

第四十二条 当店は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、利用運送申込書の記載又は荷送人の申告により利用運送引受書に品名、品質、重量、容積又は価額を記載したときは、その記載について責任を負いません。

(利用運送申込書等の記載不完全等の責任)

第四十三条 当店は、利用運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であったために生じた損害については、その責任を負いません。

2 前項の場合において、当店の損害を被ったときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

(免責)

第四十四条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

- 一 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
- 二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
- 三 同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変、強盗
- 四 不可抗力による火災
- 五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
- 六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
- 七 荷送人又は荷受人の故意又は過失

(高価品に対する特則)

第四十五条 高価品については、荷送人が申込みをするにあたり、その種類及び価額を通知しなければ、当店はその滅失、損傷又は延着についての損害賠償の責任を負いません。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しません。

- 一 運送契約の締結の当時、貨物が高価品であることを当店の知っていたとき。
- 二 当店の故意又は重大な過失によって高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

(責任の特別消滅事由)

第四十六条 当店の貨物の一部滅失又は損傷についての責任は、荷受人が異議をとどめないで貨物を受け取ったときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があった場合において、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りではありません。

2 前項の規定は、貨物の引渡しの際、当店のその貨物に一部滅失又は損傷があることを知っていたときは、これを適用しません。

3 荷送人が第三者から委託を受けた利用運送の一部又は全部を当店の行う場合において、当該貨物の利用運送に係る荷受人が貨物の引渡しの日から二週間以内に、荷送人に対して、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があった旨の通知を発したときは、荷送人に対する当店の責任に係る第一項ただし書の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなします。

(損害賠償額)

第四十七条 貨物に全部滅失があった場合の損害賠償の額は、その引渡しができるべき地及び時における貨物の価額によって、これを定めます。

2 貨物に一部滅失又は損傷があった場合の損害賠償の額は、その引渡しができるべき地及び時における引き渡された貨物の価額と一部滅失又は損傷がなかったときの貨物の価額との差額によってこれを定めます。

3 第三十五条第一項の規定により、貨物の滅失又は損傷のため荷送人又は荷受人が支払うことを要しない運賃、料金等は、前二項の賠償額よりこれを控除します。

4 第一項及び第二項の場合において、貨物の価額又は損害額について争いがあるときは、公平な第三者の鑑定又は評価によりその額を決定します。

5 貨物が延着した場合の損害賠償の額は、運賃、料金等の総額を限度とします。

第四十八条 当店は、前条の規定にかかわらず、当店の悪意又は重大なる過失により貨物の滅失、損傷又は延着を生じたときは、一切の損害を賠償します。

(除斥期間)

第四十九条 当店の責任は、貨物の引渡しされた日(貨物の全部滅失の場合にあっては、その引渡しができるべき日)から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。

2 前項の期間は、貨物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により、延長することができます。

3 荷送人が第三者から委託を受けた利用運送の一部又は全部を当店の行う場合において、荷送人が第一項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、荷送人に対する当店の責任に係る同項の期間は、荷送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三月を経過する日まで延長されたものとみなします。

(賠償に基づく権利取得)

第五十条 当店の賠償が貨物の全部の価額を賠償したときは、当店は、当該貨物に関する一切の権利を取得します。

第三章 積込み又は取卸し等

(積込み又は取卸し及び積込料又は取卸料)

第五十一条 当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店の別に定める料金又は実際に要した費用を収受し、当店の責任においてこれを行います。

(附帯業務等及び附帯業務料)

第五十二条 当店は、貨物の荷造り、保管又は仕分、代金の取立て、立替え、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の通常貨物利用運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務(以下「附帯業務」という。)等を引き受けた場合には、当店の別に定める料金又は実際に要した費用を収受し、当店の責任においてこれを行います。

2 附帯業務等については、別段の定めがある場合を除き、性質の許す限り、第二章の規定を準用します。

(品代金の取立て)

第五十三条 品代金の取立ての追付又は変更は、その貨物の発送前に限り、これに応じます。

2 当店は、品代金の取立ての委託を受けた貨物を発送した後、荷送人が、当該品代金の取立ての委託を取り消した場合又は荷送人若しくは荷受人が責任を負う事由により当該品代金の取立てが不能となった場合は、当該品代金の取立料の払戻しはしません。

(付保)

第五十四条 利用運送の申込みの際、当店の申出により荷送人が承諾したときは、当店は、荷送人の費用によって運送保険の締結を引き受けます。

2 保険料率その他運送保険に関する事項は、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

以上